

令和8年度新庄市チャレンジショップ事業募集要領

1. 事業の目的

新庄市内で創業を目指す方を支援するため、市が整備した店舗「チャレンジショップ」を無料で貸し出しします。市内で創業しやすい環境を整えるとともに、空き店舗の活用と、賑わいの創出を図り、地域の活性化を目的としています。

2. チャレンジショップの概要

名称：沖の町（第一ビル）店舗

所在地：新庄市沖の町2番28号 1階部分

利用料：無料

利用期間：利用開始日から令和9年3月31日まで

3. 事業対象者

以下の条件をすべて満たす満18歳以上の個人、団体又は法人の方が対象となります。

- (1) 本市において将来的に実店舗を構え、起業を目指す方
- (2) 週4日以上、かつ1日4時間以上営業できる方
- (3) 営業に必要な許認可を取得できる方
- (4) 市税の滞納がない方
- (5) 新庄市暴力団排除条例に規定する暴力団等の関係者でない方

4. 利用者負担

- (1) 無料となるもの
店舗利用料（家賃）
初期整備費用
- (2) 利用者が負担するもの
光熱水費
借家人賠償責任保険等の加入費用
町内会費、その他の地域活動に係る諸経費
事業を営むために必要な消耗品、原材料費及び備品の購入費 等

5. 申請方法

チャレンジショップの利用を希望する方は下記の書類を担当課へ提出してください。

提出書類

- (1) チャレンジショップ事業利用申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 住民票の写し（新庄市外在住の個人の場合）

- (4) 法人等現在事項証明書（団体・法人の場合）
- (5) 履歴書
- (6) その他市長が必要と認める書類

6. 募集期間

令和8年6月30日（火）まで

※土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

7. 選考方法

提出された書類をもとに審査を行い、以下の観点から審査を行います。募集件数を超えて申請があった場合は、プレゼンテーションによる審査（事業内容の説明、質疑応答等）を行います。

- (1) 事業の実現可能性及び収益性
- (2) 継続性及び将来的な市内定着の見込
- (3) 地域活性化への寄与
- (4) その他市長が必要と認める事項

8. 支援体制

市では新庄商工会議所等と連携し、以下の支援を行います。

- (1) 経営指導
- (2) 伴走支援（定期的な面談、売上報告の確認、販路開拓支援等）

9. 主な遵守事項

- (1) 営業に必要な許認可を事業開始までにすべて取得すること
- (2) 市が行った整備内容を無断で変更しないこと
- (3) 施設等を毀損するおそれのある行為をしないこと
- (4) 近隣住民等との良好な関係を保ち、周辺環境へ配慮すること
- (5) 風俗営業や公序良俗に反する営業をしないこと

10. その他

事業により発生した収益及び損失は、すべて利用者に帰属します
利用期間終了後は原状回復が必要です（費用は利用者負担）

利用終了後20日以内に実績報告書の提出が必要です

要綱に違反した場合は、利用決定を取り消すことがあります

この募集は「令和8年度新庄市チャレンジショップ事業実施要綱」に基づいて実施します。

11. 担当・問い合わせ先

新庄市商工観光課 地域産業振興係

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号

電話：0233-29-5847